

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、  
習志野市、市原市、君津市、富津市、  
浦安市、袖ヶ浦市で飲食店等を運営する方

## 要件等に関する特例

- 以下に記載する各特例を適用する場合、それぞれ追加で提出の必要な書類があります。内容を御確認の上、申請書類と併せて御提出ください。
- (1) (2) (5) (6) について、中小企業・個人事業主の場合は、本特例を適用せず、下限額(7月12日～8月1日分においては、1日当たり3万円、8月2日～8月31日分においては、1日当たり4万円)による申請も可能です。

### (1) 新規開業(開店) 特例・1

令和元年7月2日から令和3年6月30日までの間に新規創業し、売上高の計算に用いる令和元年又は令和2年7月及び8月の売上高が無い場合、下記の方法により支給額を算定することができます。

※事業年度末が未到来の場合は、「開業日から事業年度末まで」を「開業日から協力開始日の前日まで」として計算してください。

※「売上高」とは、いずれも、申請する店舗の飲食部門の売上高の合計額を指します。

#### 中小企業・個人事業主の場合【売上高方式】

$(\text{開業日から事業年度末までの売上高}) \div (\text{開業日から事業年度末までの日数}) \times 0.4$   
⇒ 千円未満切上げ ⇒ 1日当たり支給額(上限10万円)

#### 大企業の場合【売上高減少方式】 ※中小企業等も選択可

$(\text{開業日から事業年度末までの売上高} \div \text{開業日から事業年度末までの日数}) -$   
 $(\text{令和3年度7・8月の売上高} \div 62日) = \text{1日当たりの売上高減少額} \times 0.4$   
⇒ 千円未満切上げ ⇒ 1日当たり支給額(上限20万円)

#### 追加で必要な書類

- 計算方法の確認できる書類(様式任意。上記【計算例】参照。)

(法人の場合)

- 法人設立届出書の写し

(個人事業主の場合)

- 個人事業の開業届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

### (2) 新規開業(開店) 特例・2

令和3年7月1日から令和3年7月15日までの間に新規創業した事業者は、下記の方法で支給額を算定することができます。

※令和3年7月16日から令和3年8月5日までの間に新規創業した場合についても特例の対象となる場合がありますので、詳細についてはコールセンターにお問い合わせください。

### 中小企業・個人事業主の場合【売上高方式】

$(\text{開業日から協力開始日の前日までの売上高}) \div (\text{開業日から協力開始日の前日までの日数}) \times 0.4$   
⇒ 千円未満切上げ ⇒ 1日当たり支給額(上限10万円)

### 大企業の場合【売上高減少方式】 ※中小企業等も選択可

$(\text{開業日から協力開始日の前日までの売上高} \div \text{開業日から協力開始日の前日までの日数}) -$   
 $(\text{協力を開始した日から令和3年8月31日までの売上高合計} \div \text{協力日数}) = \text{1日当たりの売上高減少額} \times 0.4$   
⇒ 千円未満切上げ ⇒ 1日当たり支給額(上限20万円)

### 追加で必要な書類

- 計算方法の確認できる書類(様式任意。上記【計算例】参照。)

(法人の場合)

- 法人設立届出書の写し

(個人事業主の場合)

- 個人事業の開業届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

### (3) 事業承継・法人成り特例

令和元年7月2日から申請日までの間に合併・事業承継・法人成りなどがあり、申請者と参照月(協力金第11弾においては7・8月)の事業者が異なっている場合、下記書類により事業の連続性が確認できる場合には、当該参照月の売上で支給額を算出することができます。

### 追加で必要な書類

(法人の場合)

- 法人設立届出書の写し

(個人事業主の場合)

- 個人事業の開業届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

### (4) 罹災特例

震災、風水害、火災等の災害の影響を受けて、前年又は前々年の参照月(協力金第11弾においては7・8月)と同じ月の売上高が減っている場合で、下記書類により被災の事実が確認できる場合には、前々々年(2018年)の売上高により支給額を算出することができます。確定申告書類や売上台帳等は前々々年のものをご提出ください。

### 追加で必要な書類

- 罹災証明書等、被災の事実が確認できる公的書類の写し

## (5) 複数店舗を運営している場合の特例

複数の店舗を運営している事業者で、確定申告書や売上台帳等には店舗ごとの売上高が明確に記載されていない場合は、全店舗の売上高合計を店舗数で割った金額を「1店舗当たりの売上高」とすることができます。

### 追加に必要な書類

- 店舗数の確認できる書類（ホームページ、店舗の外観写真等）
- 計算方法の確認できる書類（様式任意）

## (6) 飲食業以外の事業を行っている場合の特例

飲食業以外の事業を行っており、確定申告書や売上台帳等により申請店舗の飲食部門の売上高が明確に区分できない場合は、飲食業以外の売上高を含む売上台帳に、「飲食店事業売上高報告書」を添付して提出してください。

### 必要な書類

- 飲食店事業売上高報告書（必須）
- 飲食業以外の売上高を含む売上台帳等の写し